

IC キャッシュカード「生体認証サービス」の取扱終了について

平素は、IC キャッシュカード（IC 一体型カードを含む）の「生体認証サービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当会では、誠に勝手ながらお客さまのご利用状況等を踏まえ「生体認証サービス」の取扱いを終了させていただくこととなりましたので、以下のとおりご連絡いたします。

お客さまにはご不便・ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最終取扱日	2025 年 7 月 31 日（木）※
終了内容	A T Mご利用時の生体認証サービス
ご留意事項	現在お持ちの IC キャッシュカードは、お手続き等不要でそのままご利用いただけます。今後は、「IC キャッシュカード+暗証番号」により A T Mをご利用ください。

※A T M機器の更改および定期点検等により「最終取扱日」前に生体認証サービスの取扱を終了している場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

<ご利用限度額の変更について>

「生体認証サービス」の取扱終了に伴い、2025 年 8 月 1 日（金）より IC キャッシュカード（IC 一体型カードを含む）の 1 日あたりのご利用限度額（初期設定額）を下表のとおり変更いたします。

（一部のお客様につきましては、8 月 7 日（木）からの変更となります。）

また、「生体認証サービス」をご利用中のお客様で、限度額の変更を行っている方につきましては、適用される限度額が「IC キャッシュカード（生体認証なし）」へ変更されますので、限度額の引上げをご希望の場合は、お手数ですがご利用中の当会窓口（口座開設店）へお問い合わせください。

キャッシュカード種類	IC キャッシュカード（IC 一体型カードを含む）
1 日あたりのご利用限度額	5 0 万円

<ご留意事項>

- ・限度額を変更する必要がない場合、お手続きは不要です。
- ・限度額の変更を行っているお客様で、「IC キャッシュカード（生体認証あり）」以外の限度額を「0 円」で登録している方は、限度額変更をされない場合、ATM でのお取引（お引き出し・振込・振替）ができなくなります。また、当該限度額を少額で登録している場合にもお取引に支障をきたす場合がございます。

大変お手数をおかけしますが、お取引のある当会窓口（口座開設店）に、①通帳またはキャッシュカード②お届け印③ご本人確認書類を持参のうえ、限度額の変更（引上げ）のお手続きをお願い申し上げます。限度額は「IC キャッシュカード+暗証番号」による上限額（100 万円）となります。